

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の 運用に係る特例措置について

国は、令和7年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という）及び「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）をそれぞれ決定・公表しました。

これを受け、板橋区は、技能労働者や技術者の適切な賃金水準が確保されるよう、令和8年3月1日以降に契約を締結する工事又は、設計等委託のうち、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を用いて予定価格を設定した工事においては受注者が新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）を用いて予定価格を設定した設計等委託においては受託者が新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ発注者に請求することができる特例措置を以下のとおり定めましたので、お知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組の趣旨をご理解いただき、技能労働者の適切な賃金水準の確保やそれによる処遇の改善により一層取り組んでいただくようお願いいたします。

1 措置の概要

2(1)に該当する工事の受注者は、工事請負契約書の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、2(1)に該当する設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。）の受託者は、設計委託契約書、測量委託契約書、調査委託契約書及び工事監理業務委託契約書の規定により、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、板橋区に対し請求することができるものとします。

2 具体的な取扱い

(1) 対象案件

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについて、2(2)の方式により算出された契約金額に契約変更を行います。ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とします。

(2) 算出式

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び契約締結日時点（東京都板橋区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条により、令和8年4月1日以降に議決に付す契約については仮契約締結日時点）の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

(3) 契約変更の方法

- ① 契約変更を希望する受注者又は受託者は、本特例措置に基づく金額の積算を様式1にて板橋区（契約管財課あて）に請求する。
 - ② 板橋区が、様式2にて積算金額を回答する。
 - ③ 板橋区が提示した積算金額にて契約変更を希望する受注者又は受託者は、本特例措置に基づく契約変更の協議を、様式3にて板橋区（契約管財課あて）に請求する。
 - ④ 異議のない場合、板橋区が、契約変更の協議を様式4にて承諾する。
 - ⑤ 協議への承諾後、受注者又は受託者と板橋区で変更契約書を締結する。
- ※各様式は区HPに掲載しています。

(4) 請求期限

- (ア) 特例措置に基づく金額の積算（様式1）：契約締結日から2月以内
- (イ) 特例措置に基づく契約の変更（様式3）：板橋区が積算金額を回答した日（様式2の発行日）から1月以内

3 問い合わせ先

契約管財課 契約係 03-3579-2083